

高齢者肺炎球菌予防接種のワクチンが変わります

国の方針により、高齢者肺炎球菌予防接種に使用するワクチンが
令和8年4月1日から以下のように変更となります。

	変更前 (令和8年3月31日まで)	変更後 (令和8年4月から)
ワクチンの種類	肺炎球菌ワクチン(23価) (ニューモバックス)	肺炎球菌ワクチン(20価) (プレベナー20) ※20価は23価より重症化を予防する効果が高い傾向があり、効果が長く維持されます。
自己負担額	3,000円 ※生活保護世帯の方は無料	自己負担額 未定 (4,000円程度を予定しています) ※金額は決定次第、広報4月号やホームページでお知らせします。 ※23価ワクチンよりワクチン単価が高額であるため、 <u>自己負担額が変更となる予定です。</u>

令和8年3月31日までに接種する場合→「**23価ワクチン**」を接種

令和8年4月1日以降に接種する場合→「**20価ワクチン**」を接種

＜注意事項＞

■公費で接種出来る期間は、接種日時点で65歳の方(66歳の誕生日前日まで)です。

■令和8年4月1日以降に接種を希望される場合、今回送付した予診票を接種する医療機関にお持ちください(20価用ワクチンの予診票に差し替えます)。